

住所の異動(転入・転出)をされる方へ

新しい住所に移られた日から**14日以内**に、新住所地の市区町村役場に転入届をしてください。
(※届出が遅れると、過料に処せられることがあります)

【転入届に必要な物】

- ◆ 転出証明書 (個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの場合は不要)
- ◆ 印鑑
- ◆ 本人であることを証明できるもの(運転免許証・パスポート・健康保険証等)
- ◆ 通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カード(お持ちの方)
- ◆ 年金手帳(国民年金に加入している方)
- ◆ 委任状(転入時に本人以外の第三者が申請を行う場合)
- ◆ 異動先の世帯主の同意書(転入時に親族関係のない世帯へ異動される場合)

| | 今までの住所地での手続き | 新しい住所地での手続き |
|--|--|---|
| 1 印鑑登録をしている方 | 現在の登録は転出予定日が過ぎると自動的に抹消されます。印鑑登録証は返却頂くか、ご自分で処分してください。 | 印鑑証明が必要な方は、新たに印鑑登録をしてください。 |
| 2 通知カード・個人番号カード・住民基本台帳カードをお持ちの方 | | カードを持参のうえ、住所変更の手続きをしてください。 |
| 3 国民年金に加入・受給している方 | | 住所変更の手続きをしてください。 |
| 4 国民健康保険に加入している方 | 保険証をお返しくください。(70歳～74歳の加入者は併せて高齢受給者証をお返しくください) | 改めて加入手続きをしてください。 |
| 5 後期高齢者医療に加入している方 | ※ 転出(予定)日をもって資格が無くなります。 ※ 近江/幡市から県外に転出される後期高齢者医療加入者の方は、近江/幡市で負担区分等証明書の交付を受けてください。 | |
| 6 福祉医療受給券・助成券をお持ちの方 (子ども医療費助成を含む) | 受給者証をお返しくください。 | 印鑑・保険証・その他必要な書類をご確認のうえ手続きをしてください。(所得証明が必要な市区町村もあります。) |
| 7 児童手当を受けている方 | 受給事由消滅届を提出してください。 | 印鑑・健康保険証・振込先通帳。 その他にも必要に応じて提出頂く書類があります。 |
| 8 児童扶養手当を受けている方 | 児童扶養手当の届出が必要です。 詳しくは子ども支援課にお問い合わせください。 | |
| 9 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 | 手続きは不要です。 ※なお、申請中の方は障がい福祉課までご連絡ください。 | 必要な書類をご確認のうえ、手続きをしてください。 |
| 10 障害福祉サービス受給者証をお持ちの方 | 受給者証をお返しくください。 | |
| 11 特別児童扶養手当・特別障害者手当等を受けている方 | 住所変更届を提出してください。 | |
| 12 介護保険被保険者証をお持ちの方 | 被保険者証をお返しくください。 | 新たに被保険者証の交付を受けてください。 |
| 13 介護認定を受けている方 | 被保険者証・負担割合証をお返し頂き、受給資格証明の交付を受けてください。 | 受給資格証明書をご持参のうえ、手続きをしてください |

| | | |
|-------------------------------------|---|---|
| 14 バイク等(市ナンバー)を所有している方 | ナンバープレートと印鑑をご持参のうえ、廃車の届出をしてください。(廃車証明書を交付) | 廃車証明書を ご持参のうえ、ナンバープレートの交付を受けてください。 |
| 15 軽自動車等(県ナンバー)を所有している方 | 次の所で15日以内に住所変更をしてください。 ☆ 軽自動車 → 軽自動車検査協会滋賀事務所〔050-3816-1843〕 ☆ 軽二輪車 → 近畿運輸局滋賀運輸支局〔050-5540-2064〕 ※用意するもの等を事前に確認の上、手続きをしてください。 ※県外に転出される場合は新住所地の管轄する軽自動車検査協会等にご確認ください。 | |
| 16 住民税(市県民税)が課税されている方(普通徴収の方) | 住民税は、その年の1月1日現在の住所地で1年間課税されます。 ※転出しても納付が必要です。納付書は一括送付のため期別(納期限毎)では送付しません。 | |
| 17 固定資産税が課税又は固定資産税を代納されている方 | 固定資産税は、毎年1月1日現在の所有者に1年間課税されます。 ※転出しても納付が必要です。納付書は一括送付のため期別(納期限毎)では送付しません。 | |
| 18 税金の支払等について | 収納・債権対策課でご相談ください。 | |
| 19 水道料金・下水道使用料等について | 転出の時:閉栓届をしてください。⇒閉栓日までの使用料金を後日請求させていただきます。 転入の時:開栓届をしてください(開栓手数料が必要)。 下水道の使用で地下水をご利用の方:使用人数の変更がある場合は、変更届をしてください。 | |
| 20 小・中学生の異動について(児童・生徒) | 転入・転出届の申請をしてください。 ⇒転入・転出通知書を交付しますので、該当の小・中学校長へ提出してください。 | |
| 21 転出予定日までに住民票や印鑑証明が必要になった場合 | 転出証明書と印鑑登録証をお持ちのうえ、申請してください。個人番号カード・住民基本台帳カードによる特例の転入届をされる場合は、住民票・印鑑証明は発行できません。 | |
| 22 転出をとりやめる場合、又は、転出先・転出予定日が変更になった場合 | 都合により転出をとりやめる場合、転出証明書・印鑑・本人確認ができるものをお持ちのうえ転出取消しの手続きをしてください。 | 異動日や転入先が変更になったときは、転入先の市区町村役場に転出証明書をお持ちのうえご相談ください。 |
| 23 市営住宅にお住まいの方 | 市営住宅の届出が必要です。詳しくは住宅課にお問い合わせください。 | |
| 24 妊娠中の方 | 今までの住所地で交付された妊婦健康診査受診券は使用できなくなります。 | 窓口(各市町保健センター等)で妊婦健康診査受診券の交換を行ってください。 |

※ 市役所・支所の各課の電話番号等 (市外局番:0748)

| | | | | | |
|-------------------|-------------|--------|-------------|-------------|-------------|
| 市役所代表 | 33-3111 | 学校教育課 | 36-5531 | 水道事業所 | 33-1661 |
| 市民課 | 36-5500 | | FAX 32-3352 | (お客様センター) | FAX 33-1933 |
| | FAX 33-1717 | 介護保険課 | 33-3511 | 健康推進課 | 33-4252 |
| 保険年金課 | 36-5501 | | FAX 31-2037 | (市民保健センター) | |
| 税務課(市県民税・軽自動車税担当) | 36-5505 | 障がい福祉課 | 31-3711 | 住宅課 | 36-5511 |
| | (固定資産税担当) | | 36-5506 | FAX 31-3738 | 安土町総合支所代表 |
| 収納・債権対策課 | 36-5504 | 子ども支援課 | 36-5562 | 安土未来づくり課 | 46-7206 |
| | FAX 33-3670 | | FAX 32-6518 | (安土町総合支所) | FAX 46-6146 |

滋賀県近江八幡市役所・安土町総合支所 (平成31年4月 1日版)